

* * * * * * * * *
* * 定 款 *
* * * * * * * * *

株式会社ワットマン

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ワットマンと称し、英文では、WATTMANN CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 家庭用電気製品、石油器具、ガス器具及びこれらの附属品・部品の製造及び販売並びに附帯工事及び修理。
2. 建具、家具、什器、ユニットバス、キッチン、トイレ等の住宅設備機器及びこれらの附属品・部品の製造及び販売並びに附帯工事及び修理。
3. 時計、カメラ、ミシン、メガネ、光学機器、計量機器、医療機器、通信機器、教育機器、事務機器、コンピューター機器の製造・販売及び修理。
4. 磁気テープ、楽器、遊戯器具、玩具、書籍、スポーツ用品、健康器具、事務用品、日曜大工用品、化粧品、衣料品、日曜雑貨品、医薬品及び医薬部外品の製造並びに販売。
5. レコード、録音テープ、ビデオテープ、コンパクトディスク、ビデオディスク、ゲームソフト等の音声及び映像を録音録画した商品の製造並びに販売。
6. 美術工芸品及び貴金属、宝石、アクセサリー等装身具の製造及び販売。
7. 医療用具、工業用・動物用・農業用薬品、毒物・劇物、園芸用品、ペット用品の製造及び販売。
8. 自転車、原動機付自転車、自動二輪車、自動車類及びその部品、用品の製造及び販売並びに整備、点検サービス業。
9. 前各号商品のリース・レンタル業。
10. 酒類、米穀類、食料品、塩、煙草及び高圧ガスの販売。
11. 肥料、飼料、小動物の販売。
12. 第9号を除く前各号商品の卸売業、輸出入業。
13. 古物の売買並びにその受託販売。
14. レンタルボックス等の展示・販売施設のレンタル及びその活用の企画並びに情報の提供。
15. 建築工事、室内及び室外装飾、空調設備の請負施工。
16. 不動産の賃貸、売買、仲介及び管理業並びに駐車場の経営。
17. 一般乗用旅客自動車運送業、自動車貨物運送業、倉庫業及び旅行業。
18. クリーニング業、ビル清掃・警備業、写真業、広告代理業、印刷業、理容業

- 及び美容業。
19. 電話加入権の売買。
 20. ホテル、飲食店、喫茶店、菓局、診療所、映画館、旅館、スポーツ施設、文化教室、学習塾、結婚式場、展示会場、興行業及び遊技場の経営。
 21. 消費者金融、投資顧問業及び抵当証券の販売・販売の代理又は媒介。
 22. 生命保険の募集に関する業務
 23. 損害保険代理業及び自動車損害賠償法に基づく保険代理業。
 24. 映画、演劇、コンサートの主催及びチケットの販売。
 25. コンピューターソフトウェアの開発及び販売。
 26. 各種関連企業に対する経営指導及び業務受託。
 27. 産業廃棄物の収集及び運搬
 28. 前各号に附帯又は関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当会社の本店は、神奈川県横浜市に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。
- (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,800,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時に招集する。

- ② 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従

い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 19 条 当会社の取締役は 20 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役選任の決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に欠員又は事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

② 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取

締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

② 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(相談役及び顧問)

第 30 条 当会社は、取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 31 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時にまでとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第 34 条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 40 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

② 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第42条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第48条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。

附則

第1条 第12条（招集）の変更は、国会における産業競争力強化法等の一部を改正する法律の成立及び施行後、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日と変更の特別決議の日である2022年6月29日とのいずれか遅い方の日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。

第2条 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。第1条当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社はこれを取扱わない。